

○宮崎大学産学・地域連携センター受託試験、測定及び検査等取扱要項

平成18年8月1日
制 定

改正 平成19年3月22日 平成22年9月30日
平成26年3月28日 平成28年3月25日
平成30年6月19日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎大学受託試験等取扱規程第9条の規定に基づき、宮崎大学産学・地域連携センター（以下「センター」という。）で行う試験、測定及び検査等の受託試験（以下「受託試験」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込みの方法)

第2条 受託試験の申込みは、宮崎大学産学・地域連携センター受託試験依頼書（別紙様式第1号）により行うものとする。

(受入の条件)

第3条 受託試験の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を附すものとする。

- (1) 次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対してセンターはその責任を負わないこと。
 - ア やむを得ない事由によって受託試験を中止したため損害が生じたとき。
 - イ 受託試験を行うために提出された材料等（以下「材料等」という。）に損害が生じたとき。
 - ウ 第5号の場合において、センターの機器等を使用する者の責による事由によって損害が生じたとき。
- (2) 受託試験実施上、センターの機器分析支援部門長（以下「部門長」という。）が必要と認めるときは、材料等の再提出を求めることができること。
- (3) 材料等の搬入及び搬出は、すべて委託者が行うものとし、受託試験実施時には委託者が立ち会うこと。
- (4) 部門長が受入れできないと判断した材料等に係る受託試験については、受入れをしないこと。
- (5) 委託者が学内担当者の指導・立会の下で直接センターの機器を使用する場合は、宮崎大学産学・地域連携センター分析機器等使用申請書（別紙様式第2号）を提出し、同書の確認事項を遵守し試験を行うこと。ただし、使用者は、センターが行う機器分析の使用に関する講習会を受講した者に限る。

(受入及び結果の通知)

第4条 受託試験の受入れ及びその結果の通知は、部門長が行うものとする。

(秘密の保持等)

第5条 センター及び委託者は、試験等の実施で知り得た相手方の秘密事項、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。
2 測定で得られたデータを委託者が公表する場合、原則として宮崎大学名を使用することはできない。また、宮崎大学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合にはこの限りではない。

(受託試験の料金)

第6条 受託試験の料金は、別表のとおりとする。

附 則

この要項は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別紙様式第1号

受付番号 号 宮崎大学産学・地域連携センター受託試験依頼書 平成 年 月 日 宮崎大学産学・地域連携センター長 殿 住所又は所在地 〒 ー 氏名又は名称 印 (連絡先) 担当者 (所属・氏名) 電話番号 () FAX番号 () 電子メール 宮崎大学産学・地域連携センター受託試験、測定及び検査等取扱要項の内容を熟知の上、次のとおり受託試験を依頼します。					
供試物品名及び数量		品 名		数 量	
依頼事項 〔使用する機器名、供試物品に関する情報をできるだけ限り簡潔に記載してください。〕					
相談希望日		年 月 日	受託試験実施希望日	年 月 日	
受託試験料金合計 (① + ②)		円			
料 金 内 訳	① 別表料金表による受託試験の料金	【使用機器 (試験等種別) : 数量 (件数) × 単価 = 円】			
	② その他相談等により設定した (特殊測定等) 料金内訳	【積算等の計 円】			
受託試験担当者					

※ 太線内を記入してください。取扱要項の内容を受け入れられない場合、依頼測定は行われません。

宮崎大学産学・地域連携センター分析機器等使用申請書

平成 年 月 日

宮崎大学産学・地域連携センター長 殿

所属機関(会社)住所 〒 _____

所属機関(会社)名

使用者氏名

Ⓔ

所属部署

電話番号

(_____)

下記の確認条項に同意し、分析機器等の使用について申請します。

記

- 1 分析機器使用・測定については、申込時に使用者が宮崎大学の担当者と十分な相談をして、「宮崎大学産学・地域連携センター受託試験依頼書」を提出する。
- 2 使用・測定の料金は、「受託試験等の料金表」のとおりとし、宮崎大学が発行する請求書により納付しなければならない。
- 3 分析装置の故障などで測定できなくなった場合には、測定を延期することがあるが、それに関わる損害を使用者は請求できない。
- 4 産学・地域連携センター機器分析支援部門長及び担当者は、使用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときは、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに、機器を破損する恐れのあるものなど部門長及び担当者が受入れできないと判断したものについては、測定を拒否する。
- 5 使用・測定については、使用者が単独とするのではなく、宮崎大学の担当者が同席して、担当者の指導・立会いの下で使用者が作業する。使用者の責任で機器を棄損又は滅失したときには、使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
- 6 使用者は、機器の利用に当たって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。
- 7 前記6に反して、使用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、宮崎大学は一切責任を負わない。
- 8 使用者は、承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。
- 9 測定で得られたデータは、宮崎大学が保証するものではない。そのため、データの外部への公表において、いかなる場合においても宮崎大学名を使うことはできない。また、その際に宮崎大学を特定できる表現も使えない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合にはこの限りではない。
- 10 前記9に反して、外部に公表したことで宮崎大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその会社が賠償しなければならない。

別表 受託試験等の料金表

号	機 器 名	単 位	料金 (円)
1	透過電子顕微鏡 (TEM) ※フィルム代は実費	1 検体	16,200
2	走査電子顕微鏡 (SEM) ※フィルム代は実費	1 検体	16,200
3	X線光電子分光装置 (XPS/ESCA)	1 検体 4 元素まで	33,700
		追加料金 1 元素ごと	3,370
4	X線回折装置 (XRD)	1 検体	19,200
5	核磁気共鳴装置 (NMR) (水素核測定)	1 検体	16,200
6	核磁気共鳴装置 (NMR) (炭素核測定)	1 検体	27,000
7	質量分析装置 (Q-Exactive, Exactive)	1 検体	12,960
8	質量分析装置 (TOF-MS)	1 検体	11,800
9	元素分析装置 (CHN)	3 検体まで	16,200
		追加料金 1 検体ごと	3,240
10	顕微赤外分光光度計 (FT-IR)	3 検体まで	10,800
		追加料金 1 検体ごと	3,240
11	顕微ラマン分光装置	1 検体	25,700
12	透過電子顕微鏡用試料加工装置 [イオンスライサ (平面試料作製)]	1 検体	66,960
13	透過電子顕微鏡用試料加工装置 [イオンスライサ (断面試料作製)]	1 検体	64,800
14	高周波プラズマ発光分光分析装置	1 検体	22,600
15	水銀ポロシメーター	1 検体	13,000

(注) 1. 上記試験等で前処理または特殊測定が必要な場合は、別途協議の上、料金を確定する。
2. 料金は消費税込み。